

## 所管事項調査②

【目次】	【ページ】
1 平成31年度地方税法改正に伴う 長崎市税条例等の改正について……………	1
2 構造誤りによる固定資産税・都市計画税の課税誤りの その後の対応について……………	4

理 財 部

平成31年2月

# 1 平成 31 年度地方税法改正に伴う長崎市税条例等の改正について

## (1) 個人住民税関係

### ア 住宅ローン控除の拡充（市税条例附則第 6 条の 3 の 2）

個人が住宅の取得等（その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が 10%である場合の住宅の取得等に限る。）をして平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合における、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の適用がある者のうち、適用年の 11 年目から 13 年目までの各年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に 100 分の 7 を乗じて得た額（最高 13.65 万円）の控除限度額の範囲内で減額する。  
※地方税法の改正により、法の条項が移動したことに伴って、条例の引用条文等を整備する必要があるもの。

（施行日：平成 31 年 4 月 1 日 H32 年度課税より）

	現 行	今回の改正
居住年	平成 26 年 4 月～平成 33 年 12 月	平成 31 年 10 月～平成 32 年 12 月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の 7% （最高 13.65 万円）	同左
控除期間	10 年	13 年

### イ 住宅ローン控除の適用手続の要件緩和（市税条例附則第 6 条の 3 の 2、第 17 条）

住宅借入金等特別税額控除について、納税通知書が送達される時までに提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とする。

（施行日：平成 31 年 4 月 1 日 H31 年度課税より）

### ウ ふるさと納税制度の見直し（市税条例第 23 条の 8、附則第 7 条、第 7 条の 2）

制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化につなげるため、総務大臣は基準に適合する地方公共団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する。これに伴い寄附金税額控除について関係条文の整理を行う。

（施行日：平成 31 年 6 月 1 日 H32 年度課税より）

## (2) その他所要の整備（市税条例附則第 8 条の 2、市税条例附則第 14 条及び第 15 条、都市計画税条例附則第 2 項及び第 15 項）

法附則第 15 条及び第 30 条の条項整備に伴うもの

<参 考>

今後議案提出予定分

1 個人住民税関係

(1) 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置（市税条例第14条）

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。

（施行日：平成33年1月1日 H33年度課税より）

(2) 森林環境税〔国税〕及び森林環境譲与税の創設（市税条例附則第18条）

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（平成36年度から年額1,000円）及び森林環境譲与税（平成31年度から譲与）を創設する。

なお、森林環境税の賦課徴収は、市町村において、個人住民税均等割と併せて行う。

（施行日：平成36年1月1日 H36年度課税より）

2 固定資産税・都市計画税関係

(1) 固定資産税・都市計画税の課税標準等の特例措置（わがまち特例）の延長

（市税条例附則第8条の2、都市計画税条例附則第3項及び第4項）

ア 企業主導型保育事業に係る固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置

（現行特例割合：3分の1）

イ 市民緑地に係る固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置

（現行特例割合：6分の5）

ウ サービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額割合の特例措置

（現行減額割合：2分の1）

ア～ウの項目について、国が定める範囲の中で、市町村が条例でその割合を定める特例措置の適用期限を2年延長する。

（施行日：平成31年4月1日 H32年度課税より）

※条例の施行日は公布の日

### 3 軽自動車税関係

#### (1) 環境性能割の創設（市税条例第 53 条～）

平成 31 年 10 月 1 日の消費税率 10%の引き上げ時において自動車取得税〔県税〕を廃止し、グリーン化機能を維持・強化する「環境性能割」を自動車税〔県税〕及び軽自動車税に創設する。また、消費税率引き上げに伴う対応として、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間に取得した自家用乗用車について、環境性能割の税率を 1%軽減する。

（税率 2%→1%、税率 1%→非課税）

（施行日：平成 31 年 10 月 1 日 H31 年度課税より）

#### (2) 軽自動車税から種別割への名称変更（市税条例第 53 条～）

環境性能割の導入に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する。

（施行日：平成 31 年 10 月 1 日 H32 年度課税より）

#### (3) グリーン化特例（軽課）の見直し（市税条例附則第 14 条）

環境性能割の導入に伴い、自家用乗用車に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を電気自動車等に限定する。また消費税率引き上げに伴う対応として、現行の特例制度を平成 33 年度課税まで 2 年間延長した上で、平成 33・34 年度に初回新規登録等を受けた自家用乗用車について翌年度に限り適用する。

（施行日：平成 32 年 4 月 1 日 H32 年度課税より）

## 2 構造誤りによる固定資産税・都市計画税の課税誤りのその後の対応について

### (1) 経過

平成30年5月と8月に、鉄骨造の建物を鉄筋コンクリート造の建物と誤って評価計算していたことが判明したため、その後の対応として、法務局の登記情報のデータと本市の課税データとを突合し、他に構造誤りによる課税誤りがないか確認を行うこととした。

平成30年6月に法務局へ登記情報の全件データの抽出を依頼し、11月にデータを受け取った。

(約16万9千件 内訳…木造：約11万9千件、非木造：約5万件)

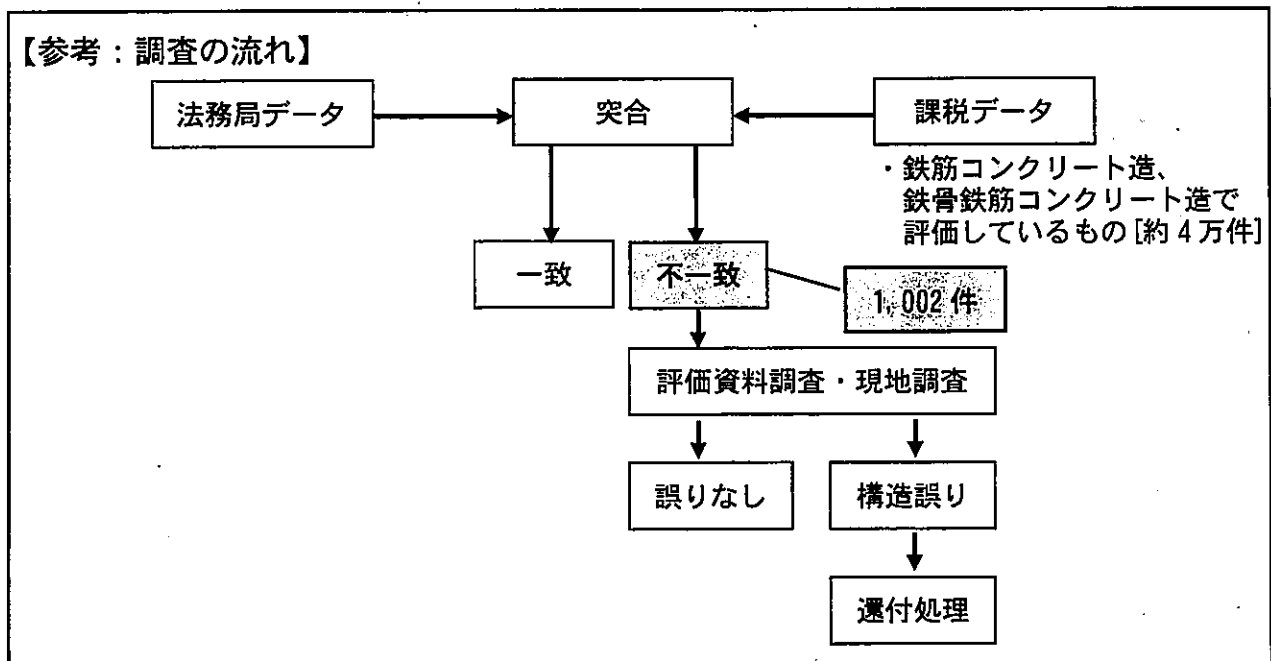
### (2) 現況

最初に発覚した2件の構造誤りは、いずれも鉄骨造とすべきところを鉄筋コンクリート造の建物と誤って評価計算していたため、まず同様のケースがないかを優先して確認を行っている。

鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造となっている本市の課税データは約4万件あり、これを法務局のデータと突合を行ったところ、構造が不一致となった案件が1,002件抽出された。

### (3) 今後の流れ

登記データと課税データの間で構造が不一致となった案件1,002件について、1件ずつ過去の評価資料の調査または現地調査を行い、構造誤りの対象案件を確定する。



(参考)

1 構造が不一致となった案件の概要について

- (1) 該当町数 258 町  
30 件以上…滑石 5 丁目、葉山 1 丁目、宿町 (3 町)  
20 件以上…相生町、浜町 (2 町)  
10 件以上…賑町、平和町、油屋町、岩川町、千歳町、中川 2 丁目、中園町、  
城栄町、万才町、平野町、興善町、籠町、滑石 1 丁目、戸石町 (14 町)  
9 件以下 …239 町

(2) 建築年別の件数

建築年の別	件数
20 年超 (H10 年度以前)	890
5 年超～20 年以内 (H11～H25 年度)	109
5 年以内 (H26 年度以降)	3
計	1,002

2 平成 30 年度に発覚した固定資産税・都市計画税に係る課税誤りについて

[平成 30 年 9 月市議会総務委員会 所管事項調査資料から抜粋]

No.	項目	件数	内容	還付・返還金額 (円)	処理状況
1	再建築費評点数誤り [6 月議会報告分]	30	旧香焼町、旧高島町及び旧野母崎町の一部の家屋について、3 年毎の評価替え処理が正しく行われていなかったもの。	5,488,000	還付・返還済
2	都市計画税の課税誤り [6 月議会報告分]	90	市街化調整区域内の家屋に、誤って都市計画税を課税していたもの。	16,673,700	還付・返還済
3	構造誤り (1) [6 月議会報告分]	1	鉄骨造の建物を、鉄筋コンクリート造の建物と誤って評価計算していたもの。	406,400	還付・返還済
4	住宅用地特例の適用もれ [今回報告分]	15	住宅が建っているにも関わらず住宅用地の特例措置を適用していなかったもの。	5,634,500	還付・返還済
5	構造誤り (2) [今回報告分]	1	鉄骨造の建物を、鉄筋コンクリート造の建物と誤って評価計算していたもの。	430,800	還付・返還済
	計	137		28,633,400	

※還付・返還金額には、加算金及び利息相当額は含まない。

※No.1～3 の件数及び還付・返還金額については、最終の確定値。